

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  
特別養護老人ホーム天赦の里 利用料金表 (利用者負担1割)

令和3年8月1日～

基本料金	要介護度	費用	内 訳
	要介護1	4,316円/日	671円(介護費用) + 1,445円(朝食315円・昼食610円・夕食520円) + 2,200円(居室料金)
	要介護2	4,386円/日	741円(介護費用) + 1,445円(朝食315円・昼食610円・夕食520円) + 2,200円(居室料金)
	要介護3	4,460円/日	815円(介護費用) + 1,445円(朝食315円・昼食610円・夕食520円) + 2,200円(居室料金)
	要介護4	4,532円/日	887円(介護費用) + 1,445円(朝食315円・昼食610円・夕食520円) + 2,200円(居室料金)
	要介護5	4,601円/日	956円(介護費用) + 1,445円(朝食315円・昼食610円・夕食520円) + 2,200円(居室料金)

加 算	日常生活継続支援加算	47円/日	新規入所者のうち要介護4～5の方の割合が70%以上若しくは認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方の割合が65%以上又は胃ろう・口腔内吸引が必要な方の割合が15%以上であって、介護福祉士の割合が入所者の数が6又はその端数を増す毎に常勤換算で1以上配置している場合
	看護体制加算	I 13円/日 II 24円/日	I:常勤の看護師を1名以上配置している場合 II:看護職員を基準配置よりも1名多く配置し、24時間の連絡体制(オンコール体制)を確保している場合 ※IとIIは併算可
	夜勤職員配置加算	II 47円/日	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が基準を1以上上回っている場合
	個別機能訓練加算	I 13円/日 II 21円/月	I:個別機能訓練計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合 II:個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し必要な情報を活用している場合 ※IとIIは併算可
	若年性認知症入所者受入加算	122円/日	若年性認知症入所者に対して介護を行った場合
	外泊時費用	250円/日	入院及び外泊をした際に、入院(所)日を除く6日間(月をまたぐ場合は最大12日間)を限度として所定単位数に代えて算定
	初期加算	31円/日	新規入所及び入所後連続30日以上入院後再び入所された場合30日間加算
	退所時等相談援助加算	退所前 467円/回 退所後 467円/回 退所時 406円/回 前連携 507円/回	退所前:退所前に退所後の居宅もしくは病院・福祉施設を訪問し、家族等にサービスの相談援助を行った場合 退所後:退所後30日以内に退所後の居宅もしくは病院・福祉施設を訪問し、家族等にサービスの相談援助を行った場合 退所時:退所後の相談援助を行い、且つ、市町村及び介護支援センター等に対して必要な情報を提供した場合 前連携:退所に先立って、希望する居宅介護支援事業者に対して情報の提供を行い、連携して退所後の居宅サービス利用に関する調整を行った場合
	栄養マネジメント強化加算	12円/日	医師・管理栄養士・看護師等が共同して栄養ケア計画を作成し支援が行われ、栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し必要な情報を活用している場合
	経口移行加算	29円/日	経管栄養の方に対して、医師の指示により、多職種が共同して経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成し支援が行われた場合
	経口維持加算	I 406円/月 II 102円/月	I:摂食障害を有し誤嚥を認められる入所者に対して、医師・歯科医師の指示により、多職種が共同して経口維持計画を作成し栄養管理を行った場合 II:協力歯科医療機関を定めて、多職種共同での取り組みに医師・歯科医師・歯科衛生士又は言語聴覚士が参加している場合 ※IとIIは併算可
	口腔衛生管理体制加算	I 92円/月 II 112円/月	I:歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対して技術的助言及び指導を行った場合 II:Iの要件に加えて口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し必要な情報を活用している場合
	療養食加算	6円/食	医師の発行する食事箋に基づき療養食を提供した場合
	看取り介護加算	I 1 73円/日 I 2 146円/日 I 3 690円/日 I 4 1,298円/日	医師が終末期にあると判断し、同意を得た上で看取りの介護を行った場合 I 1:31日前～45日前 I 2:4日前～30日前 I 3:前日及び前々日 I 4:当日
	在宅復帰支援機能加算	11円/日	在宅へ退所するに当たり、入所者及び家族に対し相談援助を行い、居宅介護支援事業者や市町村等に必要な情報を提供した場合
	褥瘡マネジメント加算	I 3円/月 II 14円/月	I:褥瘡のリスクについての評価を厚生労働省に提出した上で、多職種が共同して、褥瘡に関する褥瘡ケア計画を作成し褥瘡を管理を行った場合 II:評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について褥瘡の発生がない場合
	科学的介護推進体制加算	I 41円/月 II 51円/月	I:入所者のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の症状その他心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し必要な情報を活用している場合 II:Iに加えて疾病の状況等を提出している場合
	安全対策体制加算	21円/回	外部の研修を受けた担当者が配置され、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合(入所時に1回)
	サービス提供体制強化加算	I 23円/日 II 19円/日 III 6円/日	I:介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が80%以上若しくは勤続10年以上の介護福祉士の割合が35%以上 II:介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が60%以上 III:介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が50%以上、介護・看護職員の総数のうち常勤職員の占める割合が75%以上若しくは介護を直接提供する職員の総数のうち勤続年数7年以上の者の占める割合が30%
	介護職員処遇改善加算	I:所定単位数の8.3% II:所定単位数の6.0% III:所定単位数の3.3%	I:厚生労働大臣が定める基準を満たして介護職員の賃金の改善等を実施している場合 II:Iのうち、一部の条件を満たしている場合 III:IIのうち、一部の条件を満たしている場合 ※所定単位数とは、基本単位数(料金)と当施設が適用する加算単位数(料金)(介護職員処遇改善加算・介護職員等処遇改善加算を除く)との合計
介護職員等特定処遇改善加算	I:所定単位数の2.7% II:所定単位数の2.3%	I:厚生労働大臣が定める基準を満たして介護職員の賃金の改善等を実施している場合 II:Iのうち、一部の条件を満たしている場合 ※所定単位数とは、基本単位数(料金)と当施設が適用する加算単位数(料金)(介護職員処遇改善加算を除く)との合計	
新型コロナウイルス感染症への対応	所定単位数の0.1%	新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として令和3年9月30日までの間、所定単位数に0.1%を上乗せ	

◎食費・居住費はご利用者の課税所得(年金等)により限度額が適用され減額される事があります。

◎上記の基本料金、加算料金は、小数点以下切り捨ての料金となっております。1ヶ月単位での請求の為、料金に若干の誤差が出ることがありますが、ご了承下さい。